

津山市監査委員告示第8号  
令和3年3月19日

地方自治法第199条第14項の規定により令和2年度公の施設の指定管理者  
監査の結果に基づく措置通知があったので、同項の規定によりその内容を別紙の  
とおり公表する。

津山市監査委員 仁 木 実  
津山市監査委員 近 藤 吉一郎

## 監査の対象

指定管理者：EKG合同会社

施設名：旧妹尾銀行林田支店

所管部署：産業文化部文化課

## 監査結果報告日

令和3年2月22日

## 措置等の内容

[EKG合同会社]

指摘事項 (1)	利用許可申請書ほか各種様式では申請先及び利用許可者が津山市教育委員会名になっていた。旧妹尾銀行林田支店条例施行規則第13条の規定に基づき指定管理者名に改められたい。 また、利用申請者に対して利用許可書ではなく利用申請書の写しを交付していた。同規則第3条の規定に基づき利用許可書を作成して交付されたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等の内容	利用許可申請書ほか各種様式の利用許可者につきましては、指定管理者名に改めました。また、利用許可書を交付するよう改めました。	

[EKG合同会社]

指摘事項 (2)	利用料金の減免について利用者から利用料金減免申請書が提出されていない。旧妹尾銀行林田支店条例施行規則第7条の規定に基づき適正な事務処理をされたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等の内容	減免申請書について、スタッフに再度共有を行い、今後は適正に処理するよう改めました。	

[EKG合同会社]

指摘事項 (3)	貸館利用料金を10円未満の端数を切り捨てずに領収していた。旧妹尾銀行林田支店条例第10条の規定に基づき利用料金は算定した金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とされたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措 置 等 の 内 容	端数の誤徴収分につきましては、既に利用者へ還付しています。今後同じことがないように、スタッフに徹底し対策しました。	

[EKG合同会社]

指摘事項 (4)	施設及び設備・器具の利用料金について館内に掲示されていなかった。旧妹尾銀行林田支店条例第11条第4項の規定に基づき、利用者の見やすい場所に掲示されたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措 置 等 の 内 容	ご指摘後、すぐに本館に掲示しました。	

[EKG合同会社]

指摘事項 (5)	<p>市が貸与している備品等は、平成30年10月の指定管理開始の際に市の担当者の立会いのもと市の備品台帳等と照合・点検を実施した以降、照合・点検はされていなかった。また、市が貸与しているガーデンパラソル2点に標識票がなかった。市の所有に属する備品等については、仕様書16(1)の規定により津山市物品会計規則及び関係規則の管理の原則及び分類に基づいて管理することと定められていることから、標識票を表示し、保管中の備品等と備品台帳等を毎年対照点検して現在高を確認されたい。</p>	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等の内容	<p>ガーデンパラソル2点につきましては標識票を貼付しました。対象点検は、備品等と備品台帳等で毎年定期的に行うよう改めました。</p>	

[EKG合同会社]

指摘事項 (6)	<p>指定管理者が管理運営経費で購入した備品等は、当該備品等に係る台帳で管理されていたが、津山市物品会計規則第3条の規定に準じた備品台帳等を備えるとともに、管理運営経費以外で購入した備品等とは別に管理されたい。また、購入及び廃棄等の異動については定期的に市に報告されたい。</p>	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等の内容	<p>現在それぞれの備品台帳の整備を進めています。また、今後は購入及び廃棄等の異動については定期的に市に報告します。</p>	

指摘事項 (1)	<p>指定管理業務の収支を管理する銀行口座では指定管理業務以外の経費に係る支出等を併せて管理していた。協定書第48条では「指定管理者は、本業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、本業務に固有の銀行口座を開設し、その適切な運用を図るものとする」と規定されていることから同規定に基づき適正な管理をするよう指導されたい。</p>	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措 置 等 の 内 容	<p>ご指摘のとおり、指定管理業務固有の口座での管理を指導いたしました。</p>	

指摘事項 (2)	<p>毎月の月報について次の事象が見受けられたのでそれぞれ適正な事務処理をするよう指導されたい。</p> <p>① 内容の記入漏れや、事業報告書の報告金額と一致していない箇所があった。</p> <p>② 仕様書では利用料金等の収入及び支出を報告することと規定されているが支出が記載されていなかった。</p> <p>③ 協定書では報告等は書面により行わなければならないとなっているが電子データで提出されていた。</p>	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措 置 等 の 内 容	<p>①について 報告書の確認は複数人で行うこととし、月報の記入漏れが生じた場合は修正後の月報を速やかに提出するよう指導しました。</p> <p>②について ご指摘のとおり、支出の記載につきまして月報の様式を改めました。</p> <p>③について 事務効率を図れるよう、今後協定書を見直します。</p>	

指摘事項 (3)	市から指定管理者へ貸与している備品等のうち指定管理開始の直前及び直後に購入した27点については協定書に明記されておらず口頭確認により貸与されていた。仕様書16(1)の規定により指定管理者は市からの貸与備品等を適正に管理するよう定められていることから、同備品等の備品台帳等の写しを指定管理者に渡し、保管中の備品等と備品台帳等を毎年対照点検して現在高を確認するよう指導されたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等の内容	指定管理者へ備品台帳等の写しを渡し、毎年備品等と備品台帳等の対照点検を行うよう指導しました。	

指摘事項 (4)	指定管理者が備品Ⅱ種(管理運営経費で購入したもの)として備品登録したポータブルアンプは、その経費が決算書に計上されておらず実際は備品Ⅲ種(管理運営経費以外で購入したもの)であったが、所管部署は市の備品として備品台帳に登録していた。指定管理者が購入した備品等については、管理運営経費で購入したもののか否かを明らかにしたうえで、当該備品等の帰属を決定されたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等の内容	当該備品は管理運営経費以外で購入したのですが、備品台帳を整備し指定管理者と覚書を交わしており、帰属は津山市と定めています。	